

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成24年10月5日
仙台市人事委員会

本年の給与勧告のポイント

月例給の引下げ、特別給は据置き ～ 平均年間給与は△2万円

- ① 月例給の公民較差（△0.32%）を解消するため、給料表を引下げ
 — 中高年齢層について給料表の引下げ改定
- ② 勧告どおり実施された場合、職員（行政職）の平均年間給与は約2万円の減
- ③ 給与構造改革期間中に抑制した昇給を一部回復

1 給与勧告の意義

- 〔給与勧告の意義〕 労働基本権制約の代償措置、労使関係の安定と能率的行政運営の基盤
- 〔民間準拠方式〕 情勢適応の原則に基づき、公民給与の比較による職員給与の適正水準の確保が必要

2 職員給与と民間給与の比較

- 〔職員給与実態調査〕 本年4月1日に在職する職員のうち、給料表適用職員6,211人（うち行政職給料表適用職員は4,779人）を対象に給与実態調査を実施
- 〔職種別民間給与実態調査〕 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所から150事業所を層化無作為抽出し、公務に類似すると認められる職務に従事する者5,955人の本年4月分の個人別給与月額等の調査を実施

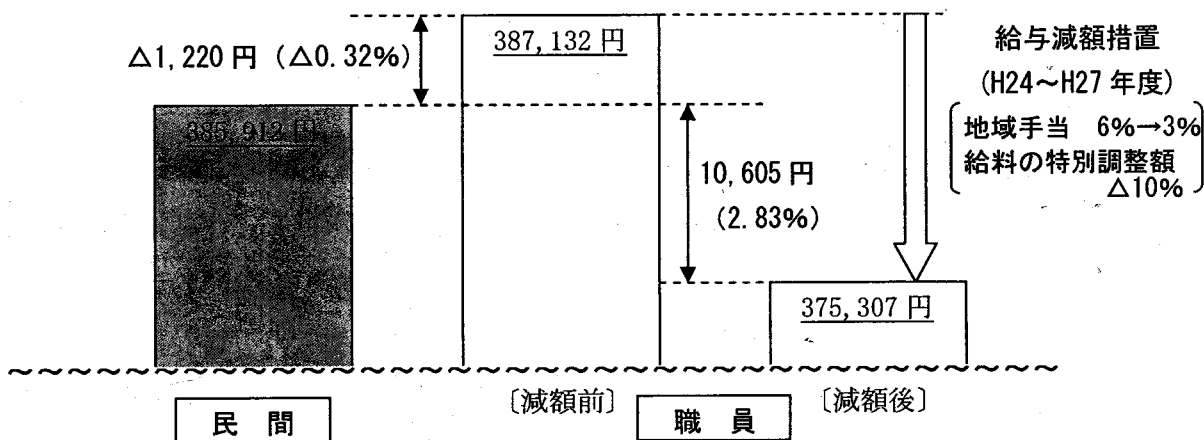
(1) 月例給

本年4月分の行政職給料表適用職員及び民間の常勤従業員の月例給について、職種、役職段階、年齢等の給与決定要素が同じ者を比較したところ、民間給与が職員給与を1人当たり1,220円（0.32%）下回っていることが判明

	民間(a)	職員(b)	較差(a-b)
平成24年	385,912円	〔減額前〕 387,132円	〔減額前〕 △1,220円（△0.32%）
		〔減額後〕 375,307円	〔減額後〕 10,605円（2.83%）
（参考） 平成22年	399,567円	400,135円	△568円（△0.14%）

- ※「職員」「較差」欄は、給与減額措置による減額前と減額後のものを掲載
- ※本年の比較対象となった職員の平均年齢は43.3歳（平成22年：43.8歳）である。
- ※平成23年は東日本大震災の影響により職種別民間給与実態調査を中止（勧告見送り）

(給与減額措置による減額前後における公民較差)



(2) 特別給 (ボーナス)

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間の民間の特別給 (ボーナス) の平均所定内給与月額に対する支給割合を算定したところ、3.96 月分となっており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合と均衡

※一般の職員の支給割合 3.95 月 (期末手当 2.60 月、勤勉手当 1.35 月)

3 給与改定の内容

○月例給の引下げ改定

公民較差 (マイナス) を解消するため、行政職給料表を引下げ改定
~中高年齢層の職員が受ける号俸について平均 $\Delta 0.4\%$

※その他の給料表も、医療職給料表 (一) を除き、行政職給料表との均衡を基本に引下げ
※給与構造改革実施に伴う経過措置額についても、給料表の改定を踏まえて引下げ

<改定の内訳 (行政職) 公民較差 $\Delta 0.32\%$ $\Delta 1,220$ 円>
給料 (経過措置額を含む) $\Delta 1,151$ 円 地域手当 $\Delta 69$ 円

〔改定の実施時期〕

改正条例の公布日の属する月の翌月の初日 (公布日が月の初日であるときは、その日)
※給与減額措置が実施されていることを考慮し、年間給与での調整措置は実施しない。

○昇給抑制の回復措置

国に準じ、給与構造改革期間中に抑制した昇給を一部回復する措置を実施。まずは、平成 25 年 4 月 1 日において 44 歳に満たない職員の号俸を同日に 1 号俸上位に調整

4 平均年間給与の減少

勧告どおり実施された場合、職員の平均年間給与は約2万円の減少となる。

現行の年間給与	勧告後の年間給与	年間給与の減少額
6,209 千円	6,189 千円	△ 20 千円

5 その他（人事管理、その他勤務条件に関する報告事項）

(1) 人材の育成

○「仙台市人材育成基本方針」に掲げる目指す職員像や人材育成の基本的な考え方等を庁内に周知徹底し、職員一人ひとりが主体的に取り組めるよう、意識づけと環境整備をしっかりと行う必要がある

(2) 超過勤務の縮減

- 復興に向け長期に渡り継続的な取組が必要であり、職員の心身の健康維持がより一層重要となる
- 超過勤務の縮減のためには、職員がその必要性を理解し、職責に応じた必要な取組を重ねることが肝要であり、特に管理監督者は、業務の効率化、平準化等を通じ勤務時間管理を適切に行っていくことが重要である

(3) メンタルヘルス対策

- 震災以降の勤務状況を踏まえ、今後も継続的にケアを行っていく必要がある
- 円滑な職場復帰を支援する取組を着実に実施するとともに、再発防止のためのフォローをきめ細かに行っていく必要がある

(4) 高齢期職員の雇用問題

- 国家公務員について再任用の原則義務化という政府方針が示されたことを受け、人事院が新たな再任用制度に関する課題、制度設計上の留意点等について報告を行った
- 国の動向等を注視しながら、高齢期職員が担うべき職務・職責、適正な給与水準の設定等について、具体的な検討を進める必要がある

【参考】 近年の給与勧告の状況(行政職給料表適用職員)

	月例給の 公民較差	期末手当及び勤勉手当 (ボーナス)		平均年間給与	
		年間支給 月数	対前年比 増減	増減額	増減率
平成 11 年	0.29%	4.95 月	△ 0.30 月	△ 9.7 万円	△ 1.5%
平成 12 年	0.12%	4.75 月	△ 0.20 月	△ 7.1 万円	△ 1.1%
平成 13 年	0.09%	4.70 月	△ 0.05 月	△ 1.6 万円	△ 0.2%
平成 14 年	△ 1.78%	4.65 月	△ 0.05 月	△ 14.0 万円	△ 2.1%
平成 15 年	△ 1.08%	4.40 月	△ 0.25 月	△ 17.4 万円	△ 2.6%
平成 16 年	0.09%	4.40 月 (改定なし)	—	0.6 万円	0.1%
平成 17 年	△ 0.34%	4.45 月	0.05 月	△ 0.2 万円	△ 0.0%
平成 18 年	△ 0.36%	4.45 月 (改定なし)	—	△ 2.4 万円	△ 0.4%
平成 19 年	△ 0.00% (改定なし)	4.50 月	0.05 月	2.1 万円	0.3%
平成 20 年	△ 0.32%	4.50 月 (改定なし)	—	△ 2.2 万円	△ 0.3%
平成 21 年	0.03% (改定なし)	4.15 月	△ 0.35 月	△ 14.3 万円	△ 2.1%
平成 22 年	△ 0.14%	3.95 月	△ 0.20 月	△ 9.1 万円	△ 1.4%
平成 23 年	東日本大震災の影響により勧告見送り				
平成 24 年	△ 0.32%	3.95 月 (改定なし)	—	△ 2.0 万円	△ 0.3%